■　令和６年度　第１回　新潟市社会福祉審議会

日時：令和７年３月２６日（水）午後２時～
会場：新潟市役所３階　対策室

（司　会）

皆様、大変お疲れさまでございます。まだご到着されていない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、ただいまより令和６年度第１回新潟市社会福祉審議会を開催させていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、福祉総務課の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、年度末のご多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。会議に先立ちまして、令和５年８月に開催いたしました前回の審議会以降に新たに委員となられた方のご紹介をさせていただきます。大変恐縮ですが、お名前をご紹介いたしますので、その場で一言ごあいさついただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、新潟市保育会会長、坂上隆行委員でございます。

（坂上委員）

新潟市保育会の会長を今年度から務めております、坂上といいます。私は北区のあがのこども園の園長をしております。これからもよろしくお願いいたします。

（司　会）

ありがとうございました。

続きまして、社会福祉法人新潟市有明福祉事業協会常務理事、佐野元委員でございます。

（佐野委員）

佐野でございます。昨年の７月から、ご紹介いただきました事業協会の常務理事を務めております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司　会）

ありがとうございました。

新潟市医師会理事、藤澤正宏委員におかれましては、本日、ご欠席の連絡をいただいておりますので、お名前のみのご紹介とさせていただきます。

続きまして、配付資料のご確認をお願いいたします。本日、机上に配付させていただいたものと、先日郵送しご持参をお願いしたものとがございます。

まず、机上配付させていただいた資料から確認願います。まず、本日の次第でございます。

こちらは事前送付させていただいておりますが、本日、改めて配付させていただいております。次に、委員名簿でございます。次に、本日の座席表でございます。次に、今回の会議における意見についてでございます。こちらは本日の会議終了後に、皆様から何かご意見等いただけるようであれば、後日、こちらの用紙にご記入またはメール等で事務局までご提出いただければと思います。

最後に、事前に送付しております資料１、福祉部の令和７年度当初予算事業説明書の、３ページに、恐れ入ります、修正がございましたので、本日、改めて机上配付させていただいております。差し替えということでご了承願います。

続きまして、事前にご送付させていただき、本日、持参をお願いしておりました資料でございます。まず、資料１としまして、令和７年度当初予算事業説明書、福祉部のものでございます。続きまして、資料２としまして、同じく令和７年度当初予算事業説明書、こども未来部のものでございます。次に、資料３としまして、新潟市こども計画についてでございます。最後に、資料４としまして、新潟県社会的養育推進計画（改定案）の策定についてでございます。以上、不足等がございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。

それでは、本日の会議の公開及び議事録の取扱いについてご説明させていただきます。新潟市附属機関等に関する指針により、会議は原則として公開することとしており、この審議会につきましても傍聴が可能となっております。また、会議の内容につきましては、後日、議事録を作成し、ホームページ等で公開させていただきます。会議録作成のため、録音させていただきますことをご承知おき願います。

次に、会議の成立要件についてでございます。28 名の委員の内、本日、現時点で 22 名の委員の皆様にご出席いただいております。新潟市社会福祉審議会条例により、委員の過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、これより丸田委員長を議長とし、議事を進めていただきます。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

（丸田委員長）

委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。私からもお礼申し上げます。年度末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、感謝申し上げたいと思います。

では、次第に沿いまして議事を進めさせていただきます。はじめに、報告の１です。令和７年度の主要事業について、福祉部の主要事業についてになります。内容については事務局から説明してもらいます。委員の皆様からのご質問につきましては、説明がすべて終わりましてからお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

では、福祉総務課からお願いいたします。

（福祉総務課長）

福祉総務課の武藤と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、はじめに、福祉部全体の予算も含めてご説明させていただきます。事前に配付させていただいております、右上に資料１と記載されている、福祉部の令和７年度当初予算事業説明書をご覧ください。

１ページの歳入についてです。福祉部全体の一般会計当初予算額は、一番上の行、409 億 5,100 万円余で、前年度比 4.2 パーセント増となります。また、国民健康保険事業会計などの特別会計を含めた合計では、一番下の行、2,096 億 8,200 万円余と、前年度比 1.0 パーセント増となっております。

続きまして、２ページをご覧ください。歳出になります。福祉部全体の一般会計予算額は、一番上、828 億 4,300 万円余、前年度比 3.1 パーセント増となっております。特別会計を加えた合計では、一番下、2,515 億 5,600 万円余と、前年度比 1.1 パーセント増となっております。

続いて、審議会の所管する福祉関連事業について、各所属からご説明させていただきます。資料には保険年金課の事業も含まれておりますが、その部分につきましては、恐れ入りますが省略させていただきます。私からは、福祉総務課所管分について説明いたします。

恐れ入ります。１ページにお戻りいただいて、歳入につきましては、一般会計のところになりますが、福祉総務課の行を見ていただきたいと思います。歳入予算 166 億 200 万円余、前年度と比べまして 8.4 パーセントの増となっております。

２ページをご覧ください。歳出になります。同じく一般会計のところになります。福祉総務課の行をご覧ください。223 億 6,800 万円余となっておりまして、前年度と比べて 6.5 パーセントの増となっております。こちら、歳入も歳出も同様なのですが、伸びた大きな理由といたしましては、後ほど事業で説明いたしますが、低所得者支援及び定額減税補足給付金に伴うものになっております。

福祉総務課所管の主要事業の内、主なものについて説明いたします。はじめに、恐れ入ります、机上配付させていただきました差し替えの３ページをご覧ください。一番上、低所得者支援及び定額減税補足給付金は、物価高騰の対応として国の補助金を活用した、令和６年度に実施いたしました定額減税補足給付金の算定に際して、これが令和５年度分の所得税を基にした推計額をもとに算出したということになりまして、それが令和６年度分の所得税及び定額減税の実績額が確定したことによって、当初の調整給付額が不足した方に対して追加で給付を行うものになります。

続きまして、その下、生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や住まいに関することなど、さまざまな課題を抱え生活に困窮する方を支援するため、パーソナ

ル・サポート・センターを中心に包括的かつ継続的な支援を行うものです。令和７年度は、同センター内に住まいの相談窓口を設置するとともに、住まい相談支援員を配置し、居住支援の強化を図ります。また、事業概要に記載のとおり、就労準備支援やこどもの学習・生活支援、家計改善支援などについても、関係機関と連携しながら引き続き実施してまいります。

続きまして、下段の民生委員・児童委員活動費です。各地区の民生委員児童委員協議会及び定数 1,375 人の民生委員児童委員と民生委員協力員の活動を支援するものです。令和７年度は３年に１回の民生委員の一斉改選を実施いたします。

続きまして、４ページです。地域福祉計画の実践の地域福祉計画推進事業については、現行計画の進行管理を行うとともに、令和７年度は、次期計画が令和９年度からということになりますが、次期計画の策定に向けたアンケート調査を行う予定になっております。その下、重層的支援体制整備事業ですが、地域住民の複雑・複合化ケースに対応するため、市社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、属性を問わない相談支援・参加支援、地域づくり支援を一体的に実施するものです。

続きまして、一番下の成年後見事業への支援については、制度の普及啓発や各種相談をはじめ市民後見人の養成などを行う成年後見支援センターの運営に係る経費です。

続きまして、５ページをご覧ください。生活保護扶助費等です。生活保護受給世帯数につきましては、被保護世帯数及び人員の増加傾向を踏まえ、令和７年度は、月平均で 9,834 世帯、人員１万 2,045 人と見込みまして、令和６年度当初予算比になりますが、扶助費全体で約 0.8 パーセントの増となっております。以上が福祉総務課の予算の概要となります。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

続きまして、障がい福祉課から説明をお願いいたします。

（障がい福祉課長）

障がい福祉課長の小林です。障がい福祉課分について説明いたします。

１ページにお戻りください。障がい福祉課所管の歳入予算総額ですが、176 億 9,075 万 6,000 円、対前年度比で約５億 2,900 万円の増、率にして 3.1 パーセントの増となっております。主な理由といたしましては、介護給付費などの増に伴う国県負担金が増加することによるものです。

次に、２ページをご覧ください。障がい福祉課所管の歳出予算総額ですが、269 億 5,429 万 8,000 円、対前年度比で約６億 1,500 万円、率にして 2.3 パーセントの増となっております。これは、歳入で説明いたしました介護給付費等の増に加え、障がい福祉システムの整備費が増加することによるものです。

次に、資料の６ページをご覧ください。障がい福祉課の主な事業について説明いたします。はじめに、介護給付等関連事業ですが、ホームヘルプサービスやショートステイ、グループホームや通所、入所支援などに係るもので、特にグループホーム、障がい児通所支援をはじめとした障がい福祉サービス給付費の伸びが大きくなっております。下段の強度行動障がい者児支援職員育成事業では、強度行動障がい支援マネージャーが事業所に赴き相談支援を行うことで、事業所職員の強度行動障がい者児に対する支援スキルの向上を図ります。

続いて７ページ、グループホーム運営費補助金につきましては、障がい者の地域移行の受け皿となるグループホームの運営費の一部を補助することにより、障がい者の地域移行促進を図ります。

次の日常生活用具給付事業では、障がい者・障がい児が日常生活を容易に過ごすために必要な用具を給付するものです。今後も社会的、経済的な変化を踏まえ、給付品目については見直しを進めてまいります。

続きまして、８ページ、障がい者就業支援センター事業では、障がい者就業支援センターこあサポートにおいて、就労準備から企業への定着支援まで一貫した伴走型支援を実施するとともに、企業の新規開拓や増加する登録者と企業とのマッチングに力を入れ、関係機関と連携しながら、さらなる障がい者雇用の促進を図ってまいります。障がい福祉課の説明は以上です。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

続きまして、高齢者支援課から説明をお願いいたします。

（高齢者支援課長）

高齢者支援課の田中でございます。

それでは、高齢者支援課の説明をいたします。資料１の１ページをご覧ください。当課所管の一般会計の歳入は５億 4,750 万 2,000 円で、前年度と比較して 84.2 パーセントとなっています。減額の主な要因は、施設整備に係る県補助金の減によるものです。

続きまして、下段の当課所管の介護保険事業会計の歳入は４億 4,672 万 8,000 円で、前年度と比較して 96.0 パーセントとなっております。減額の主な要因は、地域支援事業費に充てる国、県補助金などの減によるものです。

次に、２ページをご覧ください。当課所管の一般会計の歳出は 17 億 7,855 万 6,000 円で、前年度と比較して 91.5 パーセントとなっています。減額の主な要因は、施設開設準備経費等支援事業の減によるものです。

下にまいりまして、当課所管の介護保険事業会計の歳出は３億 8,717 万 7,000 円で、前年度と比較して 97.2 パーセントとなっております。減額の主な要因は、地域支援事業の任意事業

費の減によるものです。

主要事業につきましては、一般会計は9から11ページ、介護保険事業会計は12から14ページに記載しております。それでは、主な事業についてご説明いたします。資料の10ページをご覧ください。はじめに、地域における相談・支援体制の充実です。高齢者虐待防止事業として、相談員の配置や緊急一時保護施設の確保、要介護施設などの管理者向けの研修会などを行います。

次に、11ページ、介護サービス基盤の充実です。地域包括ケアシステムを深化、推進していくため、新潟市地域包括ケア計画に沿って、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などの整備を進めてまいります。

次に、介護保険事業会計についてです。12ページをご覧ください。はじめに、介護保険制度の円滑な運営です。介護人材確保事業では、介護の魅力発信として、介護職員による学校訪問を行うほか、介護職員の定着促進として、セミナーの開催や市内に介護サービス事業所を有する法人が行う研修に対し、費用の一部を助成します。

次に、13ページ、自立した生活への支援についてです。成年後見制度利用支援事業は、認知症高齢者などで助成を受けなければ制度の利用が困難と認められる方を対象に、申し立てに係る費用や後見人への報酬を助成します。年々利用者が増加しており、引き続き、高齢者の権利擁護と高齢者の法的地位の安定に取り組んでまいります。説明は以上でございます。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

続きまして、地域包括ケア推進課から説明をお願いいたします。

（地域包括ケア推進課長）

地域包括ケア推進課の吉田です。お世話になっております。

１ページ、２ページをご覧ください。２ページの歳出のところになります。一般会計の部分、真ん中ほどにありますけれども、15億円ほどということで、2.1パーセントの増となっています。主に地域包括支援センターの関係の委託料増となっております。

下段の介護保険事業会計は29億円ほどということで、3.8パーセントの増、こちらにつきましては、介護予防関係の給付が伸びている関係でございます。

続きまして、15ページからをご覧ください。一般会計の部分になりますけれども、地域の茶の間への助成を通じまして、住民同士が支え合う仕組みづくりを進めてまいります。また、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターの運営を通じまして、高齢者やその家族を介護や福祉、保険などさまざまな面から支えていきたいと考えております。

16ページに移りますけれども、生活支援コーディネーターの配置を通じまして、住民主体

の支え合い、助け合う地域づくりも引き続き支援していきたいと考えております。

17 ページになります。介護保険事業会計になりますけれども、こちらは訪問型サービス、通所型サービスを提供しまして、要支援認定者などの日常生活を効果的、効率的に支援していきますし、下段にありますけれども、フレイル予防につきましては、30 ある日常生活の圏域すべてで実施する予定としております。

最後に、18 ページになります。認知症の関係ですけれども、初期集中支援により認知症の発症期にできるだけ早い対応ができるように引き続き支援をしていきたいと思います。また、認知症の地域支援、ケア向上事業、あるいはコーディネーター配置事業を通じまして、認知症サポーターの養成や認知症の方の社会参加、地域における見守り体制の構築も引き続き続けていきたいと考えております。以上になります。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

続きまして、介護保険課から説明をお願いいたします。

（介護保険課長）

介護保険課、佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

資料１、１ページをご覧ください。はじめに歳入からご説明いたします。一般会計の内、介護保険課所管分につきましては、6 億 1,704 万 1,000 円、対前年比 1.1 パーセントの増となっております。増の主な理由といたしましては、低所得者への保険料軽減に係る国と県からの負担金受入額の増によるものです。

続きまして、介護保険事業会計の内、介護保険課所管分、847 億 5,184 万 6,000 円、対前年比 2.1 パーセントの増となってございます。増の主な理由といたしましては、介護給付費の増に伴い、国や県からの負担金等が増えることによるものでございます。

続いて２ページ、歳出をご覧ください。一般会計の内、当課所管分につきましては 125 億 7,061 万 5,000 円となり、対前年比 2.4 パーセントの増となっております。続いて、介護保険事業会計の内、当課所管分 839 億 2,912 万 9,000 円、対前年比 2.1 パーセントの増となっております。いずれも、増の主な理由といたしましては、介護給付費の増によるものとなっております。

続きまして、19 ページをご覧ください。19 ページが一般会計、20 ページが介護保険利用会計でございます。はじめに一般会計、介護保険サービス助成でございます。こちらは、低所得で特に生計が困難である方が社会福祉法人及び民間事業者が提供する特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護等の介護サービスを利用される際に、経済的な理由から介護保険サービスの利用を控えることのないよう、利用者負担を軽減することを目的として行うものです。

続いて、20 ページをご覧ください。介護保険事業会計、一番上の介護保険給付費であります。こちらは、介護保険制度における介護サービス費の給付となっております。右側の事業概要の中に、居宅介護サービス等給付費、こちらは訪問介護などの訪問系のサービス、あるいはデイサービスやショートステイなどの通所系のサービスの給付費となっております。次の施設介護サービス費については、特養や老健、介護医療院といった施設系のサービスの給付費、次の地域密着型介護サービス等給付費は小規模多機能型居宅介護であったりグループホームといったサービスの給付費となっております。

次に、要介護認定関係の研修事業です。こちらは適切な要介護認定が行われるよう、介護認定にかかわる方に必要な知識と技術の習得、向上を図るための研修を行うものであります。

そのほか、介護サービスの質の向上のため、介護相談員の派遣や住宅改修の支援などの事業を併せて行っております。介護保険課は以上でございます。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

説明が続きますけれども、この後、報告の２、こども未来部の令和７年度の主要事業についても、引き続き各課から説明をいただきたいというように思います。では、こども政策課からお願いいたします。

（こども政策課長）

こども政策課の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料２、令和７年度当初予算事業説明書、こども未来部のものをご覧いただきたいと思います。

１枚はぐっていただきまして、１ページでございます。はじめに、部全体の状況からご説明させていただきます。こども未来部の令和７年度当初予算総括表でございます。１の歳入、一番上段に一般会計の金額を記載してございます。令和７年度当初予算額としまして 359 億 9,792 万 4,000 円を計上しております。前年度との比較については、25 億 8,314 万 6,000 円の増、率にいたしまして 7.7 パーセントの増となっております。こども未来部で母子父子寡婦福祉資金貸付事業という特別会計を持っております。そちらを合わせたこども未来部の合計額は、一番下の計の欄に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。一般会計の歳出当初予算総額は 604 億 3,709 万 7,000 円、前年度との比較では 33 億 3,412 万円の増となっております。率にいたしまして 5.8 パーセント、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計を足した合計額は、最下段の合計金額に記載のとおりでございます。

こども未来部は昨年度まで保育科が一つということでございましたけれども、令和６年度か

らは保育課が幼保運営課、それから幼保支援課の２課に分かれております。こども政策課、こども家庭課、それから幼保運営課、幼保支援課、それから児童相談所に家庭支援課とこども相談課の２課ございます。

続きまして、こども政策課の主な事業につきまして、説明させていただきます。資料２の１ページの一般会計の下の欄でございます。こども政策課の歳入、予算総額は 161 億 6,852 万 5,000 円でございます。前年度比で 29 億 9,140 万 3,000 円、22.7 パーセントの増となります。

次に、歳出でございます。こども政策課の歳出予算総額は 230 億 3,726 万 7,000 円、前年度との比較では 29 億 2,079 万 1,000 円、14.5 パーセントの増となっております。歳入、歳出ともに増加しました主な理由は、令和６年 10 月に拡充されました児童手当の給付金の影響などによるものとなっております。

次に、主な事業につきまして説明させていただきます。２ページをご覧ください。はじめに、表の二つ目でございます、出会い・結婚サポート事業についてです。出会い・結婚につながる支援を強化するため、新潟県が運用する婚活マッチングシステム、ハートマッチにいがたの登録料を新たに補助いたします。また、民間団体の婚活支援ネットワークが行う婚活イベントの情報発信や広報協力など、側面支援を継続していきます。

その下の結婚新生活支援補助金については、経済的な理由により結婚に踏み切れないカップルを後押しするため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに必要な費用を支援します。

２ページの表の一番下、にいがたっ子すこやかパスポート事業については、社会全体で子育てを応援していくもので、引き続き協賛店のご協力を得て、各種割引サービスなどを実施いたします。市内では、令和６年度から高校生までに対象者を拡大しておりましたけれども、新年度、令和７年度からは、広域連携先であります聖籠町、田上町、新発田市、胎内市、加茂市の協賛店でも、従来の中学生以下のお子さんに加えて、妊婦や高校生についても相互利用が可能となります。

続きまして、３ページをご覧ください。一番上の新潟市子ども条例推進事業については、子ども条例の周知啓発、子どもの意見表明、社会参加の推進事業及び昨年８月に開設いたしました子どもの権利相談室、愛称がこころのレスキュー隊といいますが、そちらの運営に係る経費でございます。

続きまして、４ページをご覧ください。上から一つ目と二つ目のこども医療費の助成と妊産婦医療費の助成については、すべての高校生年代までのこどもと妊産婦の方へ、引き続き医療費の助成を行い、子育て家庭の経済的負担軽減と安心を提供していきます。

その下、放課後児童健全育成事業につきましては、公設、民設の放課後児童クラブの運営に

係る経費でございます。引き続き、支援員の処遇改善など、人材確保や障がい児等の受け入れに対する支援員の加配などにつきまして、体制の強化を図ってまいります。

続きまして、５ページの真ん中辺りでございます。三つ目の児童扶養手当の給付と、次のページ、６ページの一つ目、ひとり親家庭等就労対策事業につきましては、引き続きひとり親家庭の支援に取り組むもので、その二つ下、ひとり親家庭サポーター事業につきましては、新たにひとり親家庭を対象とした養育費や親子交流の大切さを学ぶ親支援講座の開催や、離婚などに伴う家庭裁判所などへの同行支援を行ってまいります。今後もさらなるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に努めてまいります。

恐れ入りますが、資料の１ページにお戻りいただきまして、歳入歳出の合計欄の一つ上に記載してございます母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計につきましては、当課こども政策課で所管しておりますひとり親家庭への貸付に係る特別会計でございます。貸付金のほとんどが、ひとり親家庭のお子さんが高校や大学等に進学する際の就学資金などでございまして、令和７年度分としまして、新規分 223 件、継続分 298 件の計 521 件分を５億 8,931 万 8,000 円として計上しているものでございます。こども政策課の説明は以上でございます。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

続きまして、こども家庭課から説明をお願いいたします。

（こども家庭課長）

こども家庭課の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料そのまま１ページをご覧ください。上の表の歳入です。当初予算、こども家庭課の一般会計当初予算総額は 10 億 2,400 万円余、対前年度比では１億 5,700 万円余の増、率にして 118.1 パーセントです。これは、当課の事業に出産・子育て応援事業というものがあるのですが、ごく簡単に申しますと、妊娠出産時にそれぞれ５万円を支給するような事業なのですが、令和７年度から国の制度が変更となり、これに伴い、国庫補助金の補助率が増になり、交付金が増となったのが主な要因でございます。

次に、下の表、歳出です。こども家庭課、歳出予算総額は 24 億 7,500 万円余、対前年度比では２億 7,100 万円余の増、率にして 112.3 パーセントでございます。これの主な要因ですが、後ほど説明いたしますが、三つの新規事業の実施のほか、産後ケア事業の利用見込件数の増などによる委託料の増が主な要因でございます。

それでは、次に主な事業を説明させていただきます。恐れ入りますが、資料、飛びまして７ページをご覧ください。７ページ一つ目、不妊治療費助成事業は新規事業です。こどもを持ちたいという夫婦の経済的負担軽減のため、不妊治療に係る費用の一部を助成するものです。人

工授精などの一般不妊治療から、それと併用する先進医療まで幅広く補助対象とし、より多くの方々の経済的負担の軽減を図ります。

続きまして、８ページをご覧ください。一つ目、出産・子育て応援事業は、先ほど少し説明いたしましたが、妊婦に対する給付金の支給に加えて、妊娠期から出産、子育て期まで、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ包括相談支援事業を組み合わせて実施するものです。国の制度変更がありまして、これまで、出産された方に支給していた給付金の対象者を拡大し、流産、死産等された方に対しても支給を行います。

続きまして、資料の次のページ、９ページをご覧ください。下の段の産後ケア費は、出産後の産婦と乳児に対し宿泊ケア、デイケア、家庭訪問によるケアを提供するものですが、新年度は制度を拡充いたしまして、訪問ケアの対象を生後６か月未満から１歳未満までといたします。

続きまして、10 ページをご覧ください。下から２段目の新生児聴覚検査費用助成事業も新規事業です。検査費用を助成することで、聴覚障がいの早期発見、早期療育につなげるべく支援するものです。

次の段、新生児マススクリーニング検査実証事業も新規事業で、新生児の先天性疾患を早期に発見し、障がいなどの発生を予防するため、国の実証事業を活用し、対象となる２疾患に係る検査費用を支援するものです。

続きまして、資料を飛びまして 13 ページをご覧ください。二つ目、子育て世帯訪問支援事業は、児童虐待の防止及び家庭における適切な養育を支援するため、訪問支援員が支援対象者の居宅にて育児、家事支援などを実施する事業です。新年度は、支援対象世帯の増加に対応するため、利用者と訪問支援のマッチングを行う調整担当者の増員をいたしまして、提供体制の強化を図ります。

続きまして、14 ページをご覧ください。一つ目、乳児院管理運営事業は、市立乳児院はるかぜの指定管理料などですが、新年度は、一時保護の受入体制を強化いたします。具体的な内容といたしまして、職員を増員するとともに、現在、空き部屋となっている１室を緊急的、突発的に発生する一時保護の受け入れに活用し、こどもを安全に保護するための安定的な体制を確保いたします。

次のヤングケアラー支援体制整備事業も拡充事業です。引き続き、こども自身や保護者、支援者などに対し、ヤングケアラーへの理解促進を図るほか、新たにケアラー同士がオンライン上で悩みや不安などを話すことができる場を提供するオンラインサロンを試行的に開催いたします。こどもたちがすこやかに育つ環境づくりのため、引き続き、妊娠、出産、子育て期を通した切れ目ない支援に取り組んでまいります。こども家庭課の説明は以上でございます。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

続きまして、児童相談所から説明をお願いいたします。

（児童相談所長）

児童相談所の小林でございます。よろしくお願いします。

１ページに戻っていただきまして、当初予算総括表、児童相談所家庭支援課、歳入は４億1,800 万円余りでございます。前年度比 13.1 パーセントの増。この増額につきましては、児童養護施設等への入所措置や一時保護に係る国からの負担金の増加でございます。次に、歳出です。児童相談所家庭支援課、17 億 7,600 万円余りです。前年比で 12.9 パーセントの増となっております。主な増額の理由は、児童虐待対応件数の増加に伴う児童福祉司の増員のほか、16 歳以上で児童養護施設等を退所した方が入所する、通称自立援助ホームの増加に伴い、入所が見込まれるものとしての増加でございます。

それでは、15 ページをご覧ください。児童相談所による相談支援事業です。児童相談所において、こどもに関する相談に応じ、全問職員等による調査等を実施し、必要に応じて一時保護などを実施しております。相談部分におきましては、特に令和５年度から本格運用を開始した親子のための相談 LINE、ＳＮＳを活用した LINE 部門を増設いたしました。およそ年間 300 件余りの相談が寄せられるようになりました。

なお、令和４年度の児童福祉法の改正では、こどもの権利擁護に主眼を置いた改正が行われ、こども自身の意見の表明の仕組みや一時保護施設の基準を大幅にこどもの最善の利益に近づけるよう内閣府令が公布されており、新潟市では、令和７年度４月からの一時保護所に対する設置基準の条例を制定してございます。一方、里親への児童の委託を一層推進するために、里親制度の周知を図り、里親相互の相談援助や交流の促進など、こどもの養育に関する支援を実施するなど、里親の負担の軽減委も務めてまいります。児童相談所は以上です。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

説明の最後になりますが、幼保支援課から説明をお願いいたします。

（幼保支援課長）

幼保支援課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

幼保運営課と幼保支援課の２課体制となりましたが、幼保運営課の所管事業も含めまして、幼保支援課から説明させていただきます。１ページをご覧ください。はじめに、予算の総括表についてです。１、歳入の一般会計、４段目が当課分です。予算総額は 183 億 8,629 万 1,000 円です。前年度比で６億 1,402 万円、約 3.2 パーセントの減となります。次に、下の表、２、

歳出の一般会計、同じく４段目が当課分です。予算総額は 331 億 4,733 万 9,000 円です。前年度との比較では 6,160 万 6,000 円、約 0.2 パーセントの減となります。

次に、主な事業をご説明いたします。資料 16 ページをご覧ください。はじめに、市立保育園等の管理運営は、市立の保育園 78 園及び認定こども園１園、地域子育て支援センター12 施設に係る運営経費です。

その下の私立保育園等の運営支援は、私立保育園 45 園の運営委託料及び認定こども園 134 園と、地域型保育事業 26 事業所に係る給付費や民間の地域子育て支援センター31 施設の運営委託料です。

私立保育所等整備費補助事業は、保育定員や良質な保育環境の確保などを図るため、国の補助制度を活用し、創設１園、大規模修繕１園の計２園の整備に対して助成を行います。創設の１園は中央区の認定こども園で、令和６年度から７年度にかけて継続して工事を行い、令和８年４月の開園を予定しています。

保育士の確保事業は、民間保育事業者が行う保育士宿舎借り上げ経費に対する補助のほか、保育士試験により資格を取得した方が市内の私立の保育所などで保育士として働く場合に、試験のための受験講座に要した費用の一部を補助する事業を、令和７年度から新たに実施します。

医療的ケア児保育支援事業は、保育園等における医療的ケア児の受入体制の整備に係る経費です。

こども誰でも通園制度事業補助金は、就労要件などを問わず、月一定時間の中で生後６か月から２歳のこどもの保育を行うとともに、保護者に対して必要な支援を行うものです。本市では、今年度、私立 12 施設で試行的事業を実施しました。来年度も引き続き取り組みます。

最後の多子世帯の保育料等軽減事業は、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、市独自の基準で第三子以降の保育料などの軽減を行うための経費です。幼保支援課の説明は以上です。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

ただいま、事務局から令和７年度の主要事業について説明いただきました。委員それぞれのお立場から、きっと多くの質問があろうかと思いますが、どこまで時間が取れるか、時計を見ながら運営してまいりますので、多くのご質問をいただければと思います。

では、どなたからでもお願いいたします。どうぞ、ご遠慮なくそれぞれのお立場から質問していただけると、各委員の相互の理解が深まるかと思いますので、お願いいたします。

どなたか最初に口火を切っていただかないといけないので、林委員、いかがですか。お立場からご意見なり質問がありましたらお願いいたします。

（林（豊）委員）

２年ぶりの委員会で、去年はなかったので。

毎年予算が多くなりまして、社会保障関係の予算がこれからどんどん増えていくはずですし、高齢化がさらに進展していく中で、どうやって、予算を増やすのはいいですけれども、その中で必要確保しながら負担を軽減していかなければいけないだろうと。限りがありますから、市の予算と言っても無限に出るわけではないですけれども、近未来的に、あと 30 年するとまたピラミッド構造に戻るのかもしれないのですけれども、この 30 年間はかなり市からの持ち出しを増やして、社会保障を切ることは絶対にありえないので、やっていくしかないのかなと思っているのですけれども、その中で、やはり、いかに有効にお金を使うかということが大事ではないかと思うのです。どこも無駄な使い方などは絶対にしていないと思うのですけれども、それでも知恵を出し合いながら、いかに歳出を減らしながら、減らすというか抑制しながら、質は逆に上げていくということを考える時期に来ているのではないかと、いつも思っています。

それで、私はもう 16 年、新潟障がい者ＩＣＴサポート事業をやってきているのですけれども、予算はどんどん頭打ち状態の中でニーズはどんどん増えていくというので非常に困っているのですけれども、困っていると言っても仕方ないですよね。やはり、我々は社会サービスを提供すること、それを最大化することがいつも理由なので、いつも頭を使わざるをえないと。人も増えない、お金も増えない中で、社会サービスを増やすにはどうしたらいいかというのを 16 年間毎年のように考えてきました。

それで、やれることは非常に限られていまして、できることは、明らかに連携なのです。連携しながら増やすと。自分たちで全部抱え込むなどということはありえないので、例えば、障がい者の学習環境や、それから就労とかいろいろなものをやるためには、実は、コメディカル、障がい福祉課だけではなくて、医療系とかそういうところとの連携が非常に必要だと思うので、これは質問でも何でもないのですけれども、ぜひ、課を超えたような連携をしながら、いかに限られた予算の中で社会サービスを最大化するかということを、ぜひ、考えてほしいと思います。どうしても役所は縦割りのところが必ずありますので、それは仕方ないですよね、そういう組織ですので。そろそろそういうことが言えなく、この 30 年間くらい非常に厳しくなるのはまず間違いありませんので。だけれども、やはり、そうすると、支出を増やさなければいけない。それから、サービスも増やさなければいけないという中で、限られた予算をいかに上手く使うかというもの。それで、我々のやってきたところはすべて報告書等で報告していますので、そういうものを逆に上手く利用してほしいなという気持ちもあるのです。

うちは支援員が一人しかいないのです。年間、毎週、1.5 回くらい研修会を開催しています。

普通の個別支援も400件くらいでやっています。常識的にありえない数ですよね。なぜできるかというと、学校や病院に出向いていってやるからなのです。それによって、１回の訪問ですけれども、そこで何人も支援できるので、ひとりの支援ですけれども、実は数が増やせるとか、そういうようないろいろなアイデアが、それがほかでも使えるかどうかは全然分からないのですけれども、我々はそうやって限られた予算の中でいかに社会のニーズに対応しようかと。それでも我々が対応している社会ニーズは10パーセントにもいかないのだと思います。まだ顕在化していないのです。潜在化しているニーズというものはどこでもたくさんありますので、そういうことに対応しようと思ったら今の予算の５倍くらいもらわない限り、まず不可能です。最初、非常に少なかったニーズを我々が掘り起こして、今、この状態で、それで、その予算の中でどうやるかということを模索してきたので、ぜひ、そういうことを、分科会でもいいですので話し合う場を設けて、それから皆さんそれぞれ努力されていると思うので、そういうことをシェアしながら、いいものは真似ればいいわけです。いいものを真似ながら、それをみんなが引き継ぎながら、先ほど言ったように今は非常に危機的な状況の中で、福祉サービスをいかに減らさないようにするかというのを考えてほしいなという、それはお願いです。すみません、長くなりました。以上です。

（丸田委員長）

ありがとうございました。大変重要なところを、ご意見を述べていただきました。関連してご発言のある方、いらっしゃいますでしょうか。

連携という言葉はよく使われますが、では、何をもって連携とするかとすれば、今、林委員がおっしゃったように、それぞれのサービス機能をどう連携していくのか、それからサービス機能を連携していく中で、それぞれの機関なり専門職がどのような行動連携をしていくのかといったことを議論しながら、質を高めていく必要があるのだろうというように常々思っております。

副委員長、いかがですか。今ほどの林委員の、大変示唆に富んだ意見をいただきましたが、発言がありましたらお願いいたします。

（西村副委員長）

新潟県立大学の西村と申します。

関連があるかどうかは分からないのですけれども、少し気になったことについて質問したいのですが、よろしいでしょうか。２年前に、それぞれの部会で話し合いがあったかと思うのです。それで、私が障がいのほうの部会に出たときに、やはり、今、障がい者の入所施設から地域移行を進めるというようなことの説明が部会でありました。ただ、では、グループホームを造るのかといったら、そんなに予算が取れないものですから、そのときに聞いたのが、親御さ

んの元に返すという、少しびっくりする発言がありました。

今、例えば、資料１の４ページに書いてある重層的支援体制、現在、在宅で成人した方で親御さんと住んでおられる方は大変重度の知的障がいのある方が多いのです。親御さんも本当に70代80代になって、ご自身の体がきついのに大変になってきているというのがあって、本当に8050問題に近い、ましてやお子さんのほうが上手く言葉がしゃべれなかったり意思疎通が難しい方が多いという中で、この障がい福祉課の、また、重度の方が利用できるサービスが、生活介護事業所に通っておられる方が多いのですけれども、お出かけに出かけるサービスが使いづらかったりとか、重度の方が入れるグループホームもない中で、どれだけ予算をつける、予算を組み立てるうえで現状を把握しているのか、少し教えていただければと思います。やはり、それは障がい福祉課だけではなくて、高齢福祉課と連携しながら、その状況の把握のうえで、では、今後それをどう考えていくのかということが必要不可欠になってくるかと思うので、現時点のお考えとか、把握している現状でかまいませんので、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（丸田委員長）

では、現状についてお聞かせくださいませんかという質問ですので、小林課長からお願いできますでしょうか。

（障がい福祉課長）

ご質問、ありがとうございます。

申し訳ありません、私も２年前の、私が実際に発言した部分、正直、あまり今、記憶にない部分もあって大変申し訳ないのですけれども、まず、入所施設から地域移行という施策といいますか、それは国が打ち出しているものですので、それに沿って私どももいろいろ手を打とうとしているわけですけれども、やはり、受け皿としては一番にグループホームということになろうかと思います。

ただ、今、委員おっしゃったように、なかなか重度、高齢の方を受け入れるグループホームがまだまだ少ないということで、先ほど少しご説明しました運営費補助金とか、これは市の単独のものになりますけれども、そういったものを支給しながら、何とか重度、あるいは行動障がいの方を受け入れられるグループホームを増やそうとしているところです。実際、グループホームにつきましても、要は、日中を含めた、日中支援型のグループホームも今、少しずつではありますけれども増えてきておりまして、またその状況、実際にどういった方を受け入れているかとか、そういう評価につきましては、この場ではないのですけれども、市の自立支援協議会という場で、毎年、確認、評価することになっております。

実は、今日、午前中にまさに自立支援協議会の全体会を行いまして、少しその評価方法につ

いても意見等出されておりますので、またその状況についても注視してまいりたいと思います。すみません、少し答えになっていない部分もありますけれども。

（丸田委員長）

よろしいですか。

（西村副委員長）

はい。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

（青木委員）

別のものでもよろしいですか。２年ぶりの今日の会合で、２年前の記憶がほとんど飛んでいまして、新鮮な感じと、それから２年前のものがよみがえってこないところで、少し的は外れるかもしれませんが、福祉部の８ページの障がい福祉課のところに就労支援事業が載っております。ここで、福祉会館に、今年度 10 月からそこに開設すると書いてありますが、もう少しここのところを詳しく教えていただければと思います。

（丸田委員長）

これは平成 25 年にすでに開設しているものですね。

（青木委員）

そうですね。そこで、開設しているのですけれども、現実にどのようにここが、現状、成果といいましょうか、成果という言葉はよろしくないかもしれませんが、実際にここでどのように就労につながっているのかというような、少し状況を教えていただければと思います。

（丸田委員長）

これも小林課長になってしまいますが、センターがどのように機能しているのか、あるいはどのような成果が上がっているのかということについて、お答えいただけますでしょうか。

（障がい福祉課長）

それでは、こあサポートの状況でございますけれども、実際に、支援の内容につきましては先ほど説明いたしましたけれども、いわゆる伴走型支援ということで、就職を希望される障がい者に就職後までケアをするという部分になりますけれども、近年のデータで言いますと、例えば、令和４年度以降の数字で言いますと、新規にこあサポートに登録した方の人数が、令和４年度から６年度にかけて、順に 124 人、99 人、82 人と。さらに、こあサポートに登録されている方から就職につながった件数としましては、令和４年度から 147 件、146 件、令和６年度は 12 月末までの実績になりますけれども、102 件というようになってございます。こあサポートにつきましては、実際に就職までの相談ですとか、先ほど言いました定着の支援も含め

た件数、相談を受け付けておりますので、延べの相談件数につきましても、年 7,000 件前後受け付けていると。データで言いますと、そういった状況になっております。

（丸田委員長）

いかがでしょうか。

（青木委員）

ありがとうございました。年齢層もかなり幅があるのかなと思いますけれども、若い人たちの、いわゆる就職というところでは、全体的にはどのくらいになるのでしょうか。

（丸田委員長）

追加の質問になりましたが、お願いします。

（障がい福祉課長）

年代別ということでしょうか。

（青木委員）

そんなに細かく切ることはないのですけれども、大体、一番多い年齢層はどのくらいの年齢層か、教えていただければありがたいです。

（障がい福祉課長）

大変申し訳ございません。年代別のデータが今、ちょっと持ち合わせていませんが、障がい種別で言いますと、大体、知的、精神、発達と同等とまでは言いませんけれども、それぞれ同数程度の人数の相談を受け付けたりしているというのが近年の傾向だと思っております。

（青木委員）

ありがとうございました。私も少し障がい者のほうにかかわっているものですから、今、知的、精神、発達ということで、だんだん発達が増えてきている感じがします。そうしますと、なかなかその人に適する仕事、できる仕事というものが、発達障がいの皆さんそれぞれ大きな違いがあったりして、ずいぶん難しいのではないかなと思うのですけれども、その辺のところをきっとご苦労されているのではないかと私は思うのですけれども、状況としてはいかがでございましょうか。

（丸田委員長）

状況に関する質問がありました。お願いいたします。後ほど私からも少し補足させていただきます。

（障がい福祉課長）

今、委員おっしゃったとおり、発達障がいですとかそういった方を就職につなげるために、今のこあサポートから少しご質問いただいているのですけれども、例えば、国のハローワークですとか、ほかにも就労支援機関がございますので、ハローワークが主催している、要は企業

向けのセミナーを毎年行っておりまして、実際に障がいの方を多く雇っている企業から、どういうような工夫をして、例えば、発達障がいですとか精神の障がいの方を受け入れて、その失敗談を含めて、これから雇用を考えている企業向けに説明したりしているということでございます。その中の話では、やはり、特に、いわゆる就職準備性ですか、なかなか生活のサイクルですとかそういったものが身につきづらい、あるいは身についても就職した後でまた少し乱してしまうといったような悩みとか、そういったことも少し披露されているところでございます。

また、こういうセミナーにつきましては、次年度以降も国と各機関と連携して進めていく予定にしております。

（青木委員）

ありがとうございました。

では、先生、お願いします。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

状況で申し上げますと、丁寧に相談に乗っていただいていると思います。大学を卒業した若い人であっても、就労先で躓いてしまって、なかなか自分の中で理解できない場合に、発達上の課題は何かということを自分で理解できるようなプロセスを一緒に相談に乗っていただいています。単に職業を紹介するだけではなくて、実際にハローワークにつなぎ、そこでまた少しバリアがあると、それをどうやって解きほぐしていくかというところまで、その人に寄り添って、その人の抱えている課題を解決するために、丁寧な仕事をしていただいています。若い人が相談に出向いているということは、状況として承知いたしておりますので、ぜひ、応援をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

（青木委員）

ありがとうございました。以上です。

（林（豊）委員）

今、就労の話が出たのですけれども、就学支援みたいなものはどこがやっているのでしょうか。つまり、就職するためには、やはり、学力が必要ですので、学校に行く支援、特に今は合理的配慮とかが非常に求められて、いろいろな、ようやくＩＣＴサポートセンターでも重度の肢体不自由のこどもが新津高校に入って、新津高校にエレベーターが付くというようなものもようやく出てまいりました。法律ができてからもかなりたつのですけれども、ようやく具体化してきたかなという。それでもまだ潜在的に、高校進学等ができるこどもが断念している人がたくさんいるのではないかなという気がするので、その辺の、小学校から中学校への連携とか。

学校って意外と引き継がないのですよね、先生が替わってしまうので。我々のところは引き継ぐなんていうこともよくあるのです。

それで、あと、高校の場合は、今度は入試があるし、中高一貫校などもたくさんありますから、その辺の、障がいがありますと、ご存じのように特別なものをやってもらうためには、実は、普通の受験のやり方ではだめで、夏ぐらいから事前に一緒にやらないと受験できないのです。その辺の支援というのは、我々もやっているのですけれども、どこがやっているのでしょうか。

（丸田委員長）

これはどなたが。小林課長になりますか。お願いいたします。

（障がい福祉課長）

今のご質問については、基本的にはまず、学校サイド、教育委員会の中でいろいろ検討といいますか、対処しているものになりますけれども、今、先生の発言にもありましたように、例えば、幼児期から就学、要は、小学校に上がる段階ですとか、あと、小学校から中学校、高校を卒業したらどうするという、つなぎの部分です。そこについては、例えば、障がい者の相談支援機関ですとか。

（林（豊）委員）

そうですね。例えば、相談があったときにどこが引き受けているのかなという。

（障がい福祉課長）

そういう関係機関ですとか、そういったものがいろいろ個別に会議とかを設けて、この子にとって一番適しているもの、状況についてはどうだろうかとか、あと、それぞれ情報を共有して、より障がい者に適した対応を検討していただいているというように認識しております。ただ、今、委員のお話にもありましたように、少し私も詳細までは細かく承知していないのですけれども、学校によってその扱いに少し差異があるとかという。

（林（豊）委員）

結局、その問題なのです。一律になっていない問題が。たまたまそういうものに詳しい先生がいると上手くいくとか、つまり、非常に個人依存の部分がありまして、システマチックになっていない感が強いです。

それで、例えば、諸外国などに比べると、障がい者の大学進学率も高校進学率も、日本は異様に低いのです。つまり、その辺の支援がきちんといってないことは間違いないのです。アメリカが、障がい者の数はそんなに違うわけはないわけですから、発達障がい系の大学進学は日本の 10 倍どころの騒ぎではないくらいに多いのです。恐らく、そのためのシステムができているからではないかと思うのですけれども、日本の場合はまだそれが分散してしまっていて、

たまたまそういう人がいたケースが上手くいくみたいな。例えば、重度肢体不自由で高校進学したなんて県内に二人くらいしかいないわけです。だけれども、絶対にもっとたくさんいるはずなのです。重度肢体不自由の人が知的に遅れがあるとはとても思えないので。

そうなりますと、やはり、その辺の就学支援体制に少し不備なところがあるのではないかということで、それは少し検討したらいかがかなというのが私の提案です。それで、それは最終的に就労につながっていきますので、やはり、学力がない人を雇うわけがないですから、やはり、学校をきちんと充実させて、みんなと同じような機会均等になるように踏まえ、システムを作ったらどうかなという提案です。以上です。ありがとうございました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。質問を通して問題提起していただいたということでよろしいでしょうか。

（林（豊）委員）

はい。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

（石橋委員）

石橋です。

今、聞こえない方々のコミュニケーション支援ということで、手話通訳活動を通して団体を何十年も見てきたのですが、皆さん基本的には自助努力をされている方々で、同じ仲間同士で享受されている方々なのですが、残念ながら、皆さん若くて還暦、ほとんどの方が後期高齢者年代に入っていると、今度は、やはり公助が必要になってくる方々なのです。そうすると、当然、介護問題も出てくる、施設問題も出てくると。こういう人たちは、ほかの団体も高齢化というのはけっこうあると思うのです。そういう意味でも、今まで協力してきた方々が逆に支援する立場になってしまうかもしれないという中で、これからの、私は、実は大学の講師もやっているのですが、福祉職を目指す人たちが、基本的には受験されている方々のメンバーが少なくて定員割れ、60 パーセントくらい定員割れだし、例えば、公的機関の就職の受験をすると、ほとんどが三、四人とか、今までで人気があった公的な福祉職を三、四人という受験者数の少なさ、コロナ禍以降はもっと顕著だと思うのですが、そうなると、やはり、人材確保の問題がいずれ出てくるかもしれませんし、介護の報償費が減額になったということで、施設運営の方々も集まった中で議論をお聞きすると、施設運営が大変だということをおっしゃっています。そうすると、介護職の職員の採用がなかなか困難であるうえに施設運営が大変だということになると、基本的なことから考えていく必要があるのかなと思います。施設にお任せではな

くて、全体で、介護も障がいも、子育ても含めて系統立てて、連携だって考えていく必要があるのかなと思っています。

それで、最近、高齢者施設とか医療とかのところで通訳の場面も多いのですが、最近では、終末医療から見取り、最後までかかわることが多くなりました。そういう意味でも、やはり、公的な場面などですと来ないですけれども、地域で支え合っている人たちがたくさんいるということ。それは公的な支援が届かないところでも人知れず、名も知れず活躍されている方がたくさんいるということがあるのですが、やはり、そういう人たちも高齢化になっていますので、お互いに支え合うということがなかなか地域でも困難になってきているなと。健康的な体制づくりというのでしょうか、全体で支える支援づくりというのはとても必要ではないかと思っています。感想です。

（丸田委員長）

感想ですか、それとも質問になりますか。どこに焦点を当てましょうか。確かに、支え手、担い手の高齢化が進んでいるということは大きな課題だと思います。それから、一方で、高齢者であれ障がい者であれ児童の分野であれ、分野を超えて人材確保がなかなか厳しい状況にあるということも現状かと思いますが、今、感想を含めてご発言にただいた趣旨は、どこに焦点を当てればよろしいでしょうか。両方でしょうか。

（石橋委員）

両方です。

（丸田委員長）

事務局からのコメントは必要でしょうか。

（石橋委員）

いえ、一応、お知らせですので、考えていただければと思います。

（丸田委員長）

はい。とはいえ、新潟市が策定しています高齢者の計画、障がい者の計画、こどもの計画、それぞれのところで担い手をどう確保していくかということは共通の課題になっているかと思います。

（林（正）委員）

皆さん、お疲れさまです。林先生の後で、林正海と申します。

私は高齢者、障がい者の権利擁護の成年後見などの活動と、社会的養護の経験者で、18 歳達年した方の後見人として活動することが多いです。高齢からこどもまで、少し横断的にかかわることでも見えるかなと思いながら実践しているところです。

１点、高齢分野のところでお聞きしたいのが、介護保険課のところの 20 ページ、要介護認

定関係の部分になるのですけれども、これから団塊の世代の方が 75 歳達年して増えてくる中で、実践周りで気になっているところが、介護認定の 30 日以内の認定というのがかなり厳しくなっている。これは今に始まったことではなくて、かなり前のころから介護認定の認定日が 30 日以内で行われないというのが常態化しているところだと思います。これは新潟市だけではないと思うのですけれども、今まで、私たちもまあまあそういうこともあろうかと思っていたところなのですが、いよいよ、要介護の申請も増えていく中、認定の日にちが遅れている中、今のままだと、どんどんそれが長くなっていって、現場では、申請したのだけれども、末期のがんの方などだと認定が下りる前にお亡くなりになってしまうといった事案だったりとか、あと、本来であれば介護給付は保険なので、必要なときに申請して受けるというのが一般的だと思うのですけれども、やはり、認定が遅いということが、ケアマネージャーや包括と、ご家族なども分かるので、まだ使わないのだけれども申請しますというような、出てくるのが遅いから早めにという形になると、そもそも介護保険の給付が必要ないのだけれども念のためみたいな形が増えてくる。そうすると、ますます申請が増えていって、認定の協議も時間がかかってきて、また認定日が遅れていくという、何か負の循環が続いているような気がするのです。

それで、お聞きしたいのが、認定審査の調査の日にちというのは、改善していくめどというか方向性というのは何かあるのか、要は、審査会を増やすとか調査員たちの活動の依頼があってから調査に来るまでの日にちもかなり待つというのはお聞きしているので、ここの点１点は、そういった認定日の短縮に関する施策を何か予算的に考えていらっしゃるかというところです。あともう１点が、申請に関する認定調査員たちの調査の日付のところなどはいかがかと思います。質問ですが、分かる範囲でけっこうです。お答えいただけますか。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

２点、質問がありましたので、介護保険課からお願いいたします。

（介護保険課長）

ありがとうございます。介護保険課の佐藤です。

今、新潟市の介護認定に係る現状について、最初にお伝えしたいと思います。手持ちに資料がないので、もしかすると若干数字的なところは誤りがあるかもしれませんが、令和５年度時点で、本来だと 30 日以内に答えを出すということなのですが、新潟市は 40.4 日係ってございます。これが令和５年度の実績です。令和６年度、年度途中ではありますけれども、最新では 39.0 日という現状がございます。30 日はオーバーしている状況、これは今年や去年に始まった話ではなく、委員おっしゃるとおり、ずいぶん前からこういう状況が続いておりますし、新潟市以外でも、やはりそういった状況、政令市におきましても、20 政令市の平均が、ちょうど

新潟市と同じくらいの 40.6 だったか３だったかということで、約 40 日という現状がございます。これを競っていても仕方ないわけですけれども、非常にゆゆしき事態ではございます。

それで、新潟市は 40.4 日という現状があるわけですけれども、中身的には、申請の区分によっていろいろ変わってまいります。新潟市の高齢者が大体 23 万 4,000 人ほどいらっしゃるのですけれども、高齢化率約 30 パーセントになりますが、この 23 万 4,000 人の内の約 20 パーセントの方が介護認定を受けております。介護認定者は大体４万 7,000 人前後だったかと思いますけれども、そういった方が認定を受けて、それぞれ有効期間がございます。有効期間は、大体、24 か月から 48 か月の方が大半になっておりまして、その時期になりますと、更新申請ということになります。更新申請はすでに担当のケアマネージャーを通じて申請したり、あるいは次の認定のための調査をしたりということで、その手続きをしていただくわけですが、これは実は 60 日前から行うことができますので、更新申請の方につきましては、現状 60 日以内、40 日かかったとしてもスムーズに更新ができている状況です。更新申請だけに限って言えば、三十五、六日くらいで更新ができている結果が出ているという現状がございます。

一方で、課題となるのは、やはり新規申請です。先ほど委員もおっしゃいましたけれども、今後のためにであるとか、そもそも日数がかかるから早めにしたいというようなご要望はあるかと思いますけれども、こちらのほうが、やはり 40 日以上、45 日近くかかるときもありますし、季節によっては、残念ながら 50 日近くかかってしまったような時期もあったかと思いますが、現在では大体 45 日くらいかかっていたかと思います。非常に多く、より多く時間がかかっているという現状があります。

この現状に対して、予算的なところといいますと、やはり、審査を早くしなければいけないということで、まずは調査をしていただく期間です。これは法定受託法人ということで、新潟市の社協に委託しまして、社協で調査センターというものを作りまして、そこから調査員がお邪魔して、新規申請の際の調査をするということであります。委託業務なものですから、我々も令和６年度、予算を少し増額いたしまして、調査員を増やすようにお願いいたしましました。こういったところもありますので、ここだけを見れば、新規申請の調査に係る日数は、若干でありますけれども、短縮できているのかなというように考えているところであります。

あと、それ以外の工夫といたしましては、調査に係る日数もそうなのですけれども、調査後に認定審査会を行うことになりますけれども、認定審査会、新潟市では 140 の合議体を設けまして、そこでは医師の先生やら福祉の関係者、あるいは介護の関係の皆様といった方々に委員になっていただきましてやっていただくわけですけれども、１回当たりの審査会の回数というか件数を増やすような努力もしております。例えば、更新申請で前回と同じような結果、いわば安定しているような状態の方を介護認定の審査にかける際には、一定数いらっしゃるわけで

すから、そういった方々については審査の時間を短くできるように、我々、簡素化と言っておりますけれども、資料だけご覧いただいて、１件１件事細かに説明を受けるのではなくて、比較的短時間に見ていただいて、前回と同じ要介護度いくつですよと。当然、いろいろ条件や制約はあるのですけれども、そういったところで件数を多くやることによって、早めに出すために多く小件数をこなしているという実態もございます。一応、そのような、現場サイドではいろいろ細かな工夫もしながら、少しでも短くなるように努力はしているところでありますが、現状ではなかなか、30 日という壁といいますか、目指しながらやっていくようなのが今の現状であるところでございます。

（林（正）委員）

ありがとうございます。本当におっしゃるとおりで、30 日に無理やりこだわるということではないのですけれども、特に新規申請の方、本当に急いでいる方がいて、暫定利用といって結果が出る前にご利用することも可能ではあるのですけれども、やはり、お金の不安、万が一介護度が足りなかったらということで、介護の使い控えをされる方などもいるのです。特に新規の方のところと思ってご質問したのですが、課長のほうで現状を十分に把握されていてご対応されているということで、安心しました。ありがとうございました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

特にご発言がないようであれば、時間の関係もありますので、次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、続きまして、報告の３になります。新潟市こども計画について、こども政策課から説明をお願いいたします。

（こども政策課長）

こども政策課でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料３、新潟市こども計画についてというものがおありかと思います。そちらをご用意ください。資料３、まず、１番、市町村こども計画の策定についてです。令和５年に施行されましたこども基本法において、市町村は、国が策定したこども大綱を勘案し市町村こども計画を策定する努力義務が課せられております。この計画を策定するに当たって、国は、これまで、各市町村が子ども・子育て支援法に基づいて策定してまいりました、子ども・子育て支援事業計画、新潟市で申し上げますと新・すこやか未来アクションプランに当たりますけれども、この二つの計画を一体の計画として作成できるものとしました。

本市では、子ども・子育て支援事業計画が令和６年度で終期を迎えることから、こども計画

と子ども・子育て支援事業計画の二つを一体の計画として策定し、令和７年４月からスタートすることとしております。

次に、２番の市町村こども計画が勘案するこども大綱の内容についてでございます。こども大綱は、これまで国が策定してきた①の少子化社会対策、②子供・若者育成推進、それから③子供の貧困対策の三つの大綱を含んだものとなっており、このたび策定しました新潟市こども計画のこども施策を統一的にまとめた内容となっております。

本日は、お手元に、概要版ということでこども計画をお配りさせていただいております。お時間のあるときにご覧いただければと思いますし、本冊と同じものにつきましてはホームページでも公開しておりますので、ご確認いただければ幸いでございます。こども政策課からは以上でございます。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

どうぞ、ご質問がありましたらお願いいたします。

課長、すでに委員の方々はご存じいただいていることではありますが、国が敢えてこども計画においてこどもの年齢は定義づけていなくて、成人期に至るまでの年齢というように捉えているようでありますが、その辺に対しまして、少しコメントをいただけますでしょうか。

（こども政策課長）

丸田先生がお話しされましたように、こどもという定義について、発達段階がそれぞれ微妙に異なっておりますので、特に 18 歳までとかという定義ではなく、こども、若者も含めた総合的な計画としております。今回、こども計画を策定するにおきましても、当事者であるこどもの意見を重要視しようということで、小中学校、高校からもご協力いただきまして、こどもたちからの意見を募ったり、意見交換したり、社会人になりたての方からもご意見をいただく機会を設けながら、さまざまなこどもたちの意見を範囲させた形で計画を策定してきたところでございます。

本日、ご出席の委員の中にも、私どもの附属機関でありますこども子育て会議のメンバーになっていただいている方もいらっしゃいますし、多くの方の意見をできるだけ取り入れる形でこの計画を策定してきたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

資料にもありますように、若者にも焦点を当てていただいて、大学生、それから 40 歳に達する少し手前くらいのような年代までをイメージしながら若者のニーズを把握していただいてので、大変いい計画になったのではないかというように理解しておりますが、委員の方々、

いかがでしょうか。

（保苅委員）

民政児童委員の保苅と申します。よろしくお願いいたします。

今ほど課長からお話がありました、新潟市子どもの権利推進委員会の委員もさせていただいております。実は、先日も委員会がございまして、この計画についてのお話もございました。そういうような中で、本当に委員もいろいろな方々がいらっしゃっていて、いろいろな立場でお話をして、本当に小さな、それこそ生まれたてから成人に至るまでの方がいらっしゃったり、また、そこの中で心に傷を持ったり、また、少し心身に障がいがあったりというようないろいろな方を想定しながらこの計画を立てていて、本当にいろいろな人の意見が反映されて、いいなというように私自身、思っているところです。質問ではないのですが、私も委員という立場で意見させていただきました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

（吉田委員）

私もこども計画の策定に当たり、委員として参加させていただきました。私は小学校のほうなのですけれども、小学校は５、６年生の児童を中心に、概要版の優しい版というものがございまして、こどもたちがその策定にかかわって、質問をまとめてタブレットで答えるみたいな、質問するみたいな形で参加していて、こどもたちには、少し理解が難しい内容かなというように思ったのですけれども、この策定の段階でこども自身が計画にかかわっていくといか、そういった取組みは大変大事なことだなということを改めて感じました。こどもたちが自分の権利を大事にして、伸び伸びとまた育っていくような計画が実際に進められるといいなというように感じております。ありがとうございました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。吉田委員からも発言をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、次に進んでいきたいと思います。続いて、報告の４になります。新潟県社会的養育推進計画（改定案）の策定について、こども家庭課から説明をお願いいたします。

（こども家庭課長）

改めまして、こども家庭課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、新潟県社会的養育推進計画（改定案）の策定について、報告いたします。資料は右肩資料４をご覧ください。

まず１番目、計画の概要と改定の目的です。本計画は、５年前、令和２年３月に、令和２年度から 11 年度までの 10 年間の計画として、新潟県とともに策定いたしました。令和４年に大きな児童福祉法の改正がありまして、その内容を踏まえて、新たに国からも令和６年３月に策定要領が示されまして、現行計画を全面的に見直すものです。新潟県と新潟市の間では、区域を越えて施設入所措置などが行われていることから、引き続き改定についても県とともに策定をしております。

次に、２の計画の期間です。期間は令和７年度から 11 年度までの５年間で、これは現行計画の後半５年間に当たります。

次に、３、計画改定のポイントです。施策の項目としては、改正された児童福祉法を踏まえて、社会的養護が必要なこどもに対して、これまでと同様、家庭養育の優先原則、それから、なかなか聞き慣れない言葉なのですが、パーマネンシー保障、永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障するという、パーマネンシー保障の理念に基づく支援のあり方を中心とした構成に見直して、項目を追加しております。また、指標の設定としては、国の策定要領に沿って項目ごとの評価のための指標を設定しまして、毎年度、自己点検と評価を実施するとともに、社会福祉審議会、具体的には児童福祉の専門分科会に報告させていただきます。

次に、４の策定経過とスケジュールです。昨年の６月に学識経験者や関係者などからなる検討委員会を設置いたしまして、施設入所の児童、それから退所者へアンケート調査などを実施しながら検討を重ねてまいりました。また、１月には児童福祉の専門分科会に本計画の改定案の意見について書面で意見聴取を行いました。併せて報告させていただきます。その委員から寄せられた意見を新潟県とも共有しまして、２月３日から３月５日までパブリックコメントで寄せられた意見とともに、可能な範囲での計画案へ反映してございます。その反映した計画案をまた改めて３月 14 日から 21 日までの間、検討委員会での意見をお聞きしていました。現在、県とともに最終的な確認といいますか点検といいますか、そちらを行っておりまして、もう日がないですが、今月中には計画を完成、策定し、4 月からは改定した計画に基づいて取組みを進めていく予定でございます。

参考といたしまして、もう１枚、現段階、検討委員会にお示しした計画改定案の概要をおつけしてございます。こども家庭課の報告は以上でございます。

（丸田委員長）

委員相互に理解するという意味で、私から２点ほど質問させてください。代替養育が必要なこどもの数となっておりますが、これはいわゆる児童養護施設等で入所しているこどもの数と理解してよろしいでしょうかというのが１点目であります。

それから、里親の委託率というのは何が分母になるのでしょうか。分子は里親に委託されて

いるこどもの数になるのですが、そもそも分母が何であるのか。というのは、新潟県は委託率が高い、新潟市も里親の委託率が大変高い指定都市になっておりますので、ここでいう里親委託率というのは何が分母で何が分子なのか教えていただけるとありがたいのですが、お願いいたします。

（こども家庭課長）

佐藤でございます。ありがとうございます。

概要版の左下の表でしょうか。代替養育を必要とするこども数の見込みということで、こちらも検討委員会でお諮りしたのですが、こどもの数は減っていくであろうという中で、代替養育が必要となるこども、すなわち社会的養護の施設に入所するこども、併せて里親に委託するこどもについて、今とほぼ一定でいくだろうということにしています。

すみません、私の説明が不足していましたが、社会的養育というのと社会的養護というものがありまして、使い分けているのですが、保護者の適切な養育を受けられないこどもを公的責任で社会的に保護、養育するとともに、家庭の支援を行うことを「社会的用養護」または「社会的養育」というのですけれども、この計画においては、先ほど申し上げた里親委託とか児童養護施設入所など、こどもをもとの家庭から離して代替養護を行うことを社会的養護というように定義しています。そして、代替養育のほか、例えば、地域の子育て支援などを含めて、そういった事業もこちらに載っているのですが、社会全体で保護、養育することを社会的養育ということにしております。

委託率については、実際に行っている児童相談所から詳しく説明させてもらいます。

（児童相談所長）

児童相談所です。

里親委託率の分母につきましては、社会的養護を担う施設ですが、児童養護施設、里親、ファミリーホーム、乳児院です。こうしたいわゆる一般的に施設と呼ばれて、こどもが社会的養育を受ける社会的資源が分母になりまして、その内、里親とファミリーホームに委託、措置されている方々を分子として割り返すと、委託率が出てまいります。

（丸田委員長）

ありがとうございました。明確な説明をしていただきました。ぜひ、お互いに共有しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（石橋委員）

すみません、社会的養育そのものではないのですが、これを退所された方はいらっしゃいますけれども、18 歳以上になった方々の処遇はどうなっていくのかというのがちょっと見えてこないので、その方々のことが心配になってくるのです。その辺りはどこにも明記されていな

いので、こうした人たちが出た後はどうなっているのでしょうか。現状がないと分からないのかなと思うのです。

（丸田委員長）

そこは、どなたの説明になりますか。

（児童相談所長）

18 歳以上の現状について、若干申し上げますけれども、基本的に、18 歳未満という形で児童福祉法は進んでまいりましたが、平成 28 年と令和４年の改正をもちまして、特に令和４年の改正で、18 歳以上においても社会的に自立を果たすまでは、具体的な年齢を敢えて設けないような書きぶりになってまいりました。実際のところは、18 歳達年して以降も里親に委託されていた児童が二十歳まで措置延長という形で、原則継続することにしてございます。一方、二十歳以上につきましても、社会的自立生活援助事業ということで、国の予算事業になりますけれども、原則、めどとしては 22 歳としておりますけれども、例えば、そこを過ぎても社会的に就職に到達するまでとか、そういったことで、必要に応じてやりましょうということで進めてございます。改正が最近でございましたので、利用者については徐々に増えているという状況がございます。

（丸田委員長）

いかがでしょうか。

（石橋委員）

はい。

（丸田委員長）

大変いい質問をしていただいて、ありがとうございました。

（こども家庭課長）

委員長、補足を。今ほどは現実的なお話で、計画につきましては、すみません、概要版だと分かりづらいのですが、４番の具体的な施策の中に、少し細かい文字で申し訳ありません。下から二つ目、自立支援というものがあります。社会的養護の経験者の自立に向けた取組に、今ほど申し上げた事業であるとか、例えば、大学の進学、それから児童自立生活援助事業といいまして、やはり、就職、自立するまでの援助事業などもこちらに記載してございます。そちらもしっかり計画に位置づけたということでございます。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

堀井委員、コメントはございますか。分科会の会長の立場でお願いします。

（堀井委員）

先ほど、市からもご説明があったように、令和４年度の児童福祉法改正で、かなり大幅なこどもの権利保障というものが強く打ち出されたり、今ご説明のあった、今まで 18 歳で委員がご心配のように、そういう社会的養護を必要とする人たちが、では、そこからすぐ出されるとか、そういうイメージがあったかと思うのですけれども、やはり、個別の状況に応じた支援ができるような法整備が徐々にされてきて、そういったようなものが今回の改訂版の養育計画の中にもかなり盛り込まれておりますので、また今後、いたしたいと思います。

（丸田委員長）

ありがとうございます。コメントをいただきました。

（湯田委員）

民生委員の湯田と申します。

この計画を、先回もきっとお聞きしたのでしょうけれども、とても良い計画だと思います。それで、民生委員児童委員としての立場で、この計画を皆で共通認識を持って、地域で支援に繋がっていないたくさんのご家庭やお子さんいると思いますので、そこを何とかすくい上げて自立できるように私たちも支援していきたいと思って、日ごろ活動しています。何らかの形で、私たち、地域の人たちもそうですけれども、関係機関の人に分かりやすく、耳に、目に入るようにしていただけると、もっともっとお家から出られないお子さんやそのご家庭を支援できるのではないかなと思います。何かの機会がありましたら、ぜひ、私たちも勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

民生委員は児童委員を兼ねておりますので、民生委員児童委員の研修の場において、この計画の意味合いというか、推進に向けた、研修の機会があればいいのかなと思いますので、コメントがありましたらお願いいたします。

（こども家庭課長）

ありがとうございます。実は、この計画の検討委員会には、新潟県のほうですけれども、民生児童委員の協議会からも参加していただきまして、分野としては地域見守りということで参加いただいて、意見をいただいたところです。

今ほど委員からお話しいただいたように、児童委員としての見守りもありますし、いろいろな事業につないでいただくとか、そもそも児童虐待を予防する、早期対応する、発見するといった役割もお願いしてございますので、またいろいろな研修の場でこういった取組み、こういった計画を紹介できるように、また相談させていただければと思います。ありがとうございます。

（湯田委員）

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

それでは、報告４については、以上をもって終わりにさせていただきたいと思います。

特に議題には載っていないのですが、先ほど青木委員からもご指摘がありましたように、本当に久しぶりの全体会になりました。つきましては、この審議会の全体会の運営ですとか、また、全体会のあり方についてそれぞれ委員の立場からご意見なりご要望があれば、若干の時間を取って承りたいと思いますので、ぜひ、ご意見をいただきたいというように思います。いかがでしょうか。

（飯塚委員）

私はそれこそ予算審査が終わって同じことを伺っているので、発言もいかがなものかと思ったのですけれども、高齢者福祉専門分科会の一員でもあります。高齢化が進んで、世界有数の超高齢社会になっておりますが、高齢者のひとり暮らしや、あるいは高齢者世帯への支援は、新たな課題としては、今までないものを作ったり、施策が求められているもののニーズ調査をしたりということが必要だというように思っているところなのですけれども、予算の一覧を見ますと、やはり、こどもや障がいのところは前年並みに予算化されておりますが、高齢者の分母が大きくなっている割には、支援の施策あるいは予算が縮減されているというのは、やはり、必要な人に十分届かないことが懸念されると私は思っておりますので、その点、今後の課題としては皆さんと共有させていただきたいなと思っておりました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。課題として共有したいというご意見でありました。事務局から、特にコメントはよろしいですね。

来年度は年２回くらいになりそうでしょうか。令和７年度は、やはり年１回末になってしまうのか、お考えがあればお聞かせいただければと思います。かつては年２回やっていた時期もありましたので、事務局でお考えがあればお願いいたします。というのは、各分科会に委任をしておりますので、各分科会でどのような議論がなされて、どのような課題が抽出されて、それを新潟市の施策としてどう整えていくかということについて、全体会で議論できるような、仕組みになっていないのです。したがって、委任をしてある各分科会で議論していただいたことを全体会の議論の中にどのように落とし込んでいくのか、どのように深めていくのかという視点があってもいいのかなというように思ってはいるのですが。そのような観点から、次年度も年１回なのか、あるいは年２回くらいを予定していただいているのか、今の段階でコメント

があればいただければと思います。

（福祉総務課長）

今のところの予定になりますけれども、来年度については年１回というように考えております。皆様のお忙しい中ご参加いただいておりますので、なるべく早めに日程は調整させていただきたいと思っております。

それから、今の皆様の任期は令和８年６月になっておりますので、通常、改選があった年については複数回やっているようですので、こちらについてももちろん、日程が決まれば、日程調整等につきましてはなるべく早めにさせていただきたいと考えております。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

では、ご発言ある方、いらっしゃいますでしょうか。

まもなく４時になりますので、では、審議会としての全体会議は以上をもって終了させていただきたいと思います。

この後の進行は事務局にお返しいたします。お願いいたします。

（司　会）

丸田委員長、円滑な議事進行、また、委員の皆様、大変熱心なご審議ありがとうございました。

ここで一つ、事務連絡で恐縮でございますが、この会議の後、児童福祉専門分科会を、この建物の６階の第３委員会室において開催いたします。会議の終了後に係の者がご案内させていただきますので、関係者の皆様はご承知おきいただければと思います。

それでは、最後になりますが、今年度末で福祉部長の今井が退職となります。今井からごあいさつさせていただきますとともに、この３月末で福祉部及びこども未来部から異動となります各課長のご紹介をさせていただきます。それでは、お願いいたします。

（福祉部長）

福祉部の今井でございます。本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。いただいたご意見を参考に、新年度の事業推進や、また福祉政策の充実、発展に努めてまいりたいと考えています。

先ほど、各課長から来年度の事業説明をさせていただきました。分野ごとの事業に取り組むことはもちろんですが、重層的支援体制整備事業のように市役所を横断して取り組む事業もございます。庁内関係部局一丸となって、地域共生社会の実現を目指していきたいと考えています。先ほど、縦割りというご意見もいただいたところですが、現在、重層事業につきましては、庁内連絡会を作りまして、庁内に横串を刺せるような形で事業を今、進めているところです。

委員の皆様には、さまざまな立場から、新潟市の福祉の向上のためにご意見をいただきたいと思っておりますので、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、この３月末で福祉部より異動になります課長をご紹介いたします。

その前に、私も、今ほど紹介ありましたが３月末をもって退職することになりました。これまでの市役所の人生の中では福祉分野に携わることが多かったこともあり、この審議会も含めまして、皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、異動になります課長を順次ご紹介させていただきます。はじめに、障がい福祉課の小林課長でございます。市への派遣期間が終了しまして、新潟県に戻ることになりました。それでは、小林課長、一言お願いいたします。

（障がい福祉課長）

障がい福祉課長の小林です。

２年間という短い期間でしたが、障がいをはじめ各福祉関係者、あるいは関係機関の方々に大変お世話になりました。今日もいろいろ質問をお受けしたわけですけれども、やはり、少し２年間仕事をしてみて、本当に多くの課題があるというように実感しておりますし、また、それにすぐ解決ということにはなかなかいかないのですけれども、着実に成果を上げていくべく、これからも対応していかなければいけないというように思っております。引き継ぎはしっかりしてまいりたいと思いますので、引き続き障がい福祉のご支援等、よろしくお願いいたします。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

（福祉部長）

次に、高齢者支援課の田中課長です。文化スポーツ部の美術館へ異動となります。

（高齢者支援課長）

高齢者支援課の田中でございます。

３年間、大変お世話になりました。また、昨年度は地域包括ケア計画の策定に当たりまして、高齢者福祉専門分科会の委員の方々を中心に携わっていただきまして、また、合わせて貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございました。

４月からは美術館ということで、福祉とは少しまた違う分野にまいりますが、皆様からいただいたご意見、そして私の経験を今後も生かしていきたいと思っております。３年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

（福祉部長）

次に、地域包括ケア推進課の吉田課長になります。財務部市民税課への異動となります。

（地域包括ケア推進課長）

吉田です。

短い間でしたけれども、ありがとうございました。地域包括につきましては、支え合いということで、地域との連携というテーマもありますし、それから、今日は話題になりませんでしたけれども、国の認知症施策という非常に大きいテーマ、今、上がっておりまして、私どものほうで担当しております。今後、計画づくり、それから地域とどのように進めていくかというテーマが大きなテーマになってこようと思いますので、今後、そういう意味でもお世話になると思います。それから、医療介護連携というテーマも非常に地域に根ざしたテーマとなっておりまして、保健衛生部とも一緒になって進めなければいけないテーマとなっておりますので、引き続きですけれども、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

（福祉部長）

福祉部の異動は以上になります。最後になりますが、委員の皆様方には、引き続き本市の福祉行政にお力添えをいただきますようお願い申し上げて、私からのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

（司　会）

続きまして、高橋こども未来部長、お願いいたします。

（こども未来部長）

お世話になっております。こども未来部の高橋でございます。

委員の皆様には、さまざまな場面で大変お力添えをいただいております。感謝申し上げます。

それでは、この３月末でこども未来部から異動になる職員をご紹介させていただきます。異動になるのは１名でございます。児童相談所こども相談課、枝並課長が東区役所への移動となります。枝並課長からごあいさつさせていただきます。

（児童相談所こども相談課長）

児童相談所こども相談課長をしております、枝並と申します。

４月から東区地域課に異動になりました。児童相談所での経験を生かして、東区にも貢献していきたいなと思っております。これから東区民になる、東区民の方もいらっしゃるかもしれ

ませんが、来年度からよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

（丸田委員長）

ありがとうございました。

（こども未来部長）

ありがとうございました。

（司　会）

以上をもちまして、新潟市社会福祉審議会を閉会いたします。本日は、大変ありがとうございました。